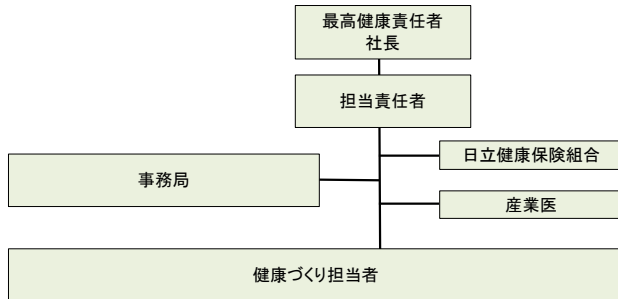


関西日立株式会社 2024年度健康経営の取り組みについて

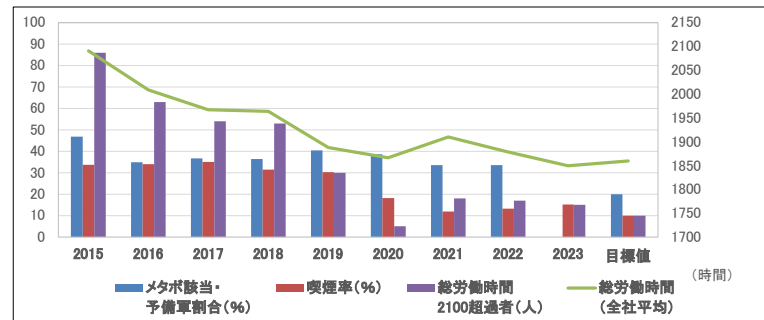
■健康経営優良法人2024(中小規模部門)認定要件・当社での取り組み事項

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定条件	当社での取り組み事項					
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診 経営者自身の健康診断受診	必須	社外HP、社内イントラサイトに発信。事務所入口に掲示。社外へのノウハウ発信。受診済み。					
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置 (求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須	健康経営推進体制有り。 日立健康保険組合へ提出。					
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	必須	特定健診(家族)受診推奨、費用補助。目標値50%。 目標管理制度に個人が健康目標を設定。 2023年度100%					
		健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)			左記①～③のうち2項目以上	産業医のコメント付きで要再検査対象者に受診勧奨。 健診・二次健診受診時の就業時間認定。 二次健診未受診者に産業医面談を実施。 緑虫がん検査費用補助。 2024年7月実施予定。2023年度は7月に実施済み。			
			②受診勧奨の取り組み					産業医の情報提供。健康に関する情報をメルマガで提供。 ノー残業デー、総労働時間の設定。フレックスタイム勤務制度の活用。 社員旅行の実施。 時間単位年休、休業制度。仕事と治療の両立支援に関する相談窓口設置。 仕事と治療の両立支援に関する研修開催。 (日立健保)とのコラボヘルス実施。(35歳および40歳以上の対象者は参加必須)		
	③50人未満の事業所におけるストレスチェックの実施		④管理職又は従業員に対する教育機会の設定 ⑤適切な働き方の実現に向けた取り組み ⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み							
	健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	左記④～⑦のうち1項目以上	⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ⑨食生活の改善に向けた取り組み ⑩運動機会の増進に向けた取り組み ⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み ⑫長時間労働者への対応に関する取り組み ⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	⑪～⑮のうち4項目以上	自動販売機の内容変更(0カロリー、特保飲料を価格下げて導入)。 食生活改善に向けたセミナーの開催。 日々のラジオ体操、ウォーキング競争型イベントの実施。 スポーツイベントの実施。健康や運動に関するポータルサイト設置。 運動推奨日の設定。 女性医師による予約制電話相談サービスの利用。 女性特有の疾病(乳がん・子宮頸がん)に関する健診費用補助。 平日時間外月45時間を越える場合、事前に伺いを提出。 総務グループと1on1面談の実施。 メンタルケアカウンセリングサービスの利用。メンター制度有り。 総務グループ1on1面談の実施。 予防接種の費用負担。発熱検知端末、消毒液、マスク、加湿器、体温計の設置。 社内にてインフルエンザワクチンの集団接種を実施。 禁煙プロジェクトの実施。 屋内での喫煙禁止。就業時間中喫煙禁止。				
		ワークライフバランスの推進					病気の治療と仕事の両立支援	⑭感染症予防に関する取り組み ⑮喫煙率低下に向けた取り組み 受動喫煙対策に関する取り組み	必須	個々の施策について安全衛生委員会で報告。 次年度の施策について健康づくり担当者と検討の後、経営会議で審議。
		職場の活性化								
	従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	病気の治療と仕事の両立支援	具体的な健康保持・増進施策	⑭感染症予防に関する取り組み ⑮喫煙率低下に向けた取り組み 受動喫煙対策に関する取り組み	必須	個々の施策について安全衛生委員会で報告。 次年度の施策について健康づくり担当者と検討の後、経営会議で審議。				
		⑦私病等に関する両立支援の取り組み(⑬以外)					感染症予防対策	⑭感染症予防に関する取り組み	必須	個々の施策について安全衛生委員会で報告。 次年度の施策について健康づくり担当者と検討の後、経営会議で審議。
		⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み								
	4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善	必須	個々の施策について安全衛生委員会で報告。 次年度の施策について健康づくり担当者と検討の後、経営会議で審議。				
	5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等	必須					

■健康経営推進体制



■健康経営に関する取り組み結果、今後の目標



※2023年度のメタボ該当・予備軍割合については、現在集計中です。